令和7年度

道路維持修繕事業ほか

市道ほか除草業務5工区

仕様書

施　工　場　所　　東広島市豊栄町一円

東広島市

市道ほか除草業務5工区 路線図

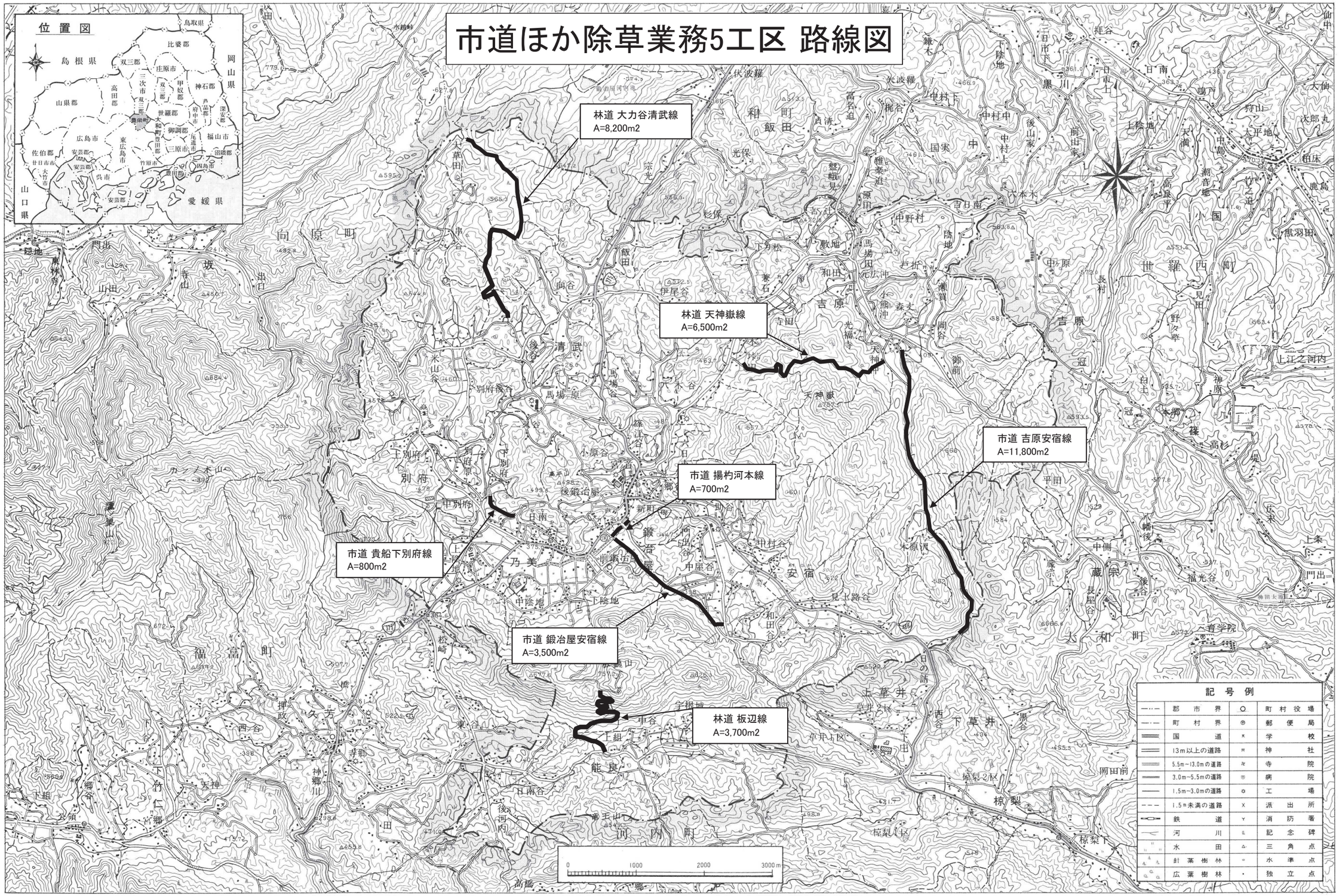

特　記　仕　様　書

第1章　総則

1.　適用

本業務の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（令和６年８月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）」及び東広島市制定の第15編下水道編(最新版)に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

(1)　「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替える。(ただし、第1編第1章第1節1-1-1-25第10項、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-8第1項、1-1-2-9第1項、1-1-2-10第1項、1-1-2-11第1項第6項、第8項、1-1-2-14第2項、1-1-2-16第1項、第3項、第2編第1章第3節2-1-3-1、第3編第1章第2節3-1-2-3第2項においては読み替えない。)

(2)　「建設工事請負契約約款」とあるのは「東広島市の建設工事請負契約約款」と読み替える。

(3)　「土木工事監督規程」とあるのは「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と読み替える。

(4)　「土木工事検査規程」とあるのは「東広島市建設工事検査規程」と読み替える。

(5)　「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第19条第1項」と、「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第41条第2項」と読み替える。

(6)　「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替える。

(7)　「土木工事検査技術基準」とあるのは「東広島市の「土木工事検査技術基準」」と読み替える。

(8)　「低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と読み替える。

(9)　「広島県の建設工事入札参加資格」とあるのは「東広島市の競争入札参加資格」と読み替える。

(10) 広島県の「建設業者等指名除外要綱」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱」と読み替える。

(11) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領第11条」と読み替える。

(12) 「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」とあるのは「東広島市建設工事暴力団等排除要綱」と読み替える。

(13) その他

編	章	節	条	見　出　し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	1	27	週休二日の対応		適用しない。
1	1	2	5	工事の下請負	3から6まで	適用しない。
1	1	2	14	施工管理	1	適用しない。
1	1	2	16	環境対策	4	適用しない。
1	1	2	20	週休二日の対応		適用しない。
1	1	3	3	現場代理人及び主任技術者又は監理技術者	5から6まで	適用しない。
1	1	3	4	下請負及び契約の制限	1(2)	適用しない。
1	1	3	5	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	7	契約後VE工事		適用しない。
1	1	3	9	県産木材の活用	(2)	適用しない。
1	1	3	10	工事現場の現場環境改善等		適用しない。
1	1	3	11	現場環境改善（ウィークリースタンス）の実施	(4)[2]から[7]まで	適用しない。
3	1	1	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	2	工程表		適用しない。
3	1	1	7	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。
3	1	1	8	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	2	2	工程表		適用しない。
3	1	2	5	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	2	6	提出書類	2	適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2.　前払金

本業務は、前払金の請求及び支払いをすることができないものとする。（ただし、一般管理費等率の補正の対象外とする。）

3.　部分払い

本業務は、部分払金の請求及び支払いをすることができるものとする。

上記に係る請求及び支払いの回数は、１回までとする。なお、出来高の結果により、変更契約を行う必要がある場合には、契約締結に係る期間として30日間を見込んでいるものとし（変更設計書作成及び変更契約事務の処理日数並びに変更契約締結日を含む。）受注者は、変更契約を締結をした後に当該請求に係る履行部分の検査を請求するものとする。

4.　履行期間について

履行期間のうち、現場作業は11月15日(狩猟始期日)前までに完了すること。

上記の期間までに現場作業を完了できない特段の理由があるときは、監督職員と業務打合せ簿及び実施工程表にて協議うえ承諾を得ること。

5.　官公庁等への手続き等

受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きにおいて許可、承諾等を得た場合は、その書面(写し)を提出するものとし更新手続き(許可内容が同じもの)の場合は、届出等の鑑のみとする。

6.　熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本業務は、作業現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う業務である。

(2) 作業期間(業務の始期日から業務の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日)、夏季休暇3日間、(国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）　業務全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の現場管理費の補正を行うものとする。

(3) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。　ただし、夜間作業のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数　(WBGT）を対象とする。

(4) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

(5) 受注者は、作業期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を業務着手前に提出し、計測結果を業務完了時までに監督職員に提出すること。

(6) 受注者は、計測終了日について、業務完了時までに監督職員と協議するものとする。

(7) 積算方法は、次のとおりとする。

１）補正方法

ア　受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。

なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。

イ　真夏日率＝作業期間中の真夏日÷履行期間

ウ　補正値（%）＝真夏日率×1.2

２）補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。

(8) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う業務から対象外とすることができる。

(9) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

7.　業務責任者の配置について

本業務の業務責任者の専任性・常駐等については、「技術者等の適正配置について」の2（3）現場代理人の専任性・常駐等についてに準ずるものとする。（様式-1）

8.　法定外の労災保険の付保

１　本業務において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

２　受注者は、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。

３　法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

第2章　施工条件

1.　工程

(1) 一般項目 (1)

本業務の実施路線において、他の工事が並行して実施される場合があるとは、受注者はこれらの工事施工者と工程について十分調整し、安全の確保及び業務の円滑な推進に努めなければならない。

(2) 一般項目 (2)

本業務の実施にあたっては、道路交通法80条の規定に基づく回答条件を遵守するとともに一般交通及び沿線に迷惑をかけないように十分留意すること。

2.　安全対策

交通誘導警備員・保安要員

交通誘導警備員　・交通誘導警備員の配置人数は、業務着手後、規制を要する日から市道では44人、林道では48人を見込んでいる。ただし、現場条件の変更等により、交通誘警備員の配置人数の変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行ったうえで変更対象とする。

3.　建設副産物

除草した草等の処分について

本業務により発生する刈草等の処分は、広島中央エコパークに搬出することを見込んでいる。

したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用(単価)は、変更しない。

なお、各路線から搬出先までの運搬距離は、次のとおり見込んでいる。

【市道】

路 線 名	運搬距離
貴船下別府線	L＝23.4ｋｍ
揚杓河本線	L＝24.6ｋｍ
鍛冶屋安宿線	L＝26.6ｋｍ
吉原安宿線	L＝33.3ｋｍ

【林道】

路 線 名	運搬距離
板辺線	L＝23.6ｋｍ
天神嶽線	L＝29.8ｋｍ
大力谷清武線	L＝30.4ｋｍ

第3章　施工管理

1.　作業範囲等について

除草幅は、法肩及び法尻から1.0m（手の届く範囲の上空を含む。）を標準的な範囲とするが、特に必要が認められるものは監督職員と協議のうえ処置を決定する。

歩車道境界ブロック等の構造物境より線上に発芽した雑草の除草幅は、0.1mを標準とし、0.1m以上ある箇所については、監督職員と協議のうえ決定する。

刈り草は、散乱することで交通影響があるため、速やかに回収すること。

2.　写真管理について

(1) 着手前・完成写真は200m間隔に1回撮影すること。

(2) 出来形写真についても、原則200m間隔に1回撮影することとする。

(3) 施工状況写真は2,000m間隔に1回撮影すること。ただし、路線延長が2,000mに満たない場合は、路線毎に1回とする。特に、飛散防止対策や除草、積込、交通誘導警備員配置など安全管理に関する項目を撮影すること。

第4章　その他

1.　業務関係書類

(1) 関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領 -土木工事編-によるものとする。

(2) 関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、業務打合せ簿による場合は2部その他による場合は、1部とする。

2.　施工計画書

本業務の実施にあたっては、次の事項を記載のうえ施工計画書を提出するものとする。

(1) 業務概要

(2) 現場組織表
(3) 安全管理
(4) 緊急時の体制及び対応
(5) 安全・訓練の活動内容
(6) 実施工程表
また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

3. 委託内容の変更
本業務の内訳書及び明細書の各種数量は、見込み数量であるので、実績に応じて変更するものとする。また、新たな工種が必要となる場合には、監督職員と協議し委託内容を変更するものとする。

4. 完了（出来形）検査請求書
受注者は、本業務が完了したとき又は部分払金を請求しようとするときは、検査請求書（様式-3）を提出するものとする。

5. 特定外来生物オオキンケイギクの取扱いについて
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年　法律第78号）（以下、「外来生物法」という。）」の遵守を目的として、特定外来生物オオキンケイギクについて下記のとおり取り扱うこと。
(1) 報告
対象道路沿線においてオオキンケイギクの生育を確認した場合は、発注者へ生息区域を報告し対応について相談すること。
(2) 防除作業について
刈り取り等の防除作業を実施する場合には、防除の目標としている種の駆除作業を行う者である従事者を把握できるよう(様式2)特定外来生物防除従事者台帳を作成し、発注者へ提出すること。そして、従事者全員について、発注者から外来生物法に基づく防除を実施していることを証する特定外来生物防除従事者証(様式4)の交付を受けること。
(3) 資格証の携帯について
防除従事者は、防除作業中において、特定外来生物防除従事者証を必ず携帯し、関係者等の求めに応じ、提示しなければならない。
(4) 防除従事者への指導について
業務責任者は、防除従事者に対し、防除対象生物に関する基礎的知識や防除作業における注意点などを周知し、防除技術の維持向上に努め、特定外来生物防除従事者台帳により従事者等による特定外来生物の個人的な持ち帰り等がないように従事者を指導しなければならない。
(5) 飛散防止対策について
防除作業に当たっては、オオキンケイギクの生育拡大を防止するため、飛散防止対策を講じること。(※1)
(6) 防除作業の周知について
防除作業中は、外来生物法に基づき、防除対象、期間、防除内容に関する看板を防除区域に設置し、市民への周知を図ること。(※2)

(※1) 飛散防止対策とは、規制対象の種や根の飛散を防ぐため、次のような対策をいう。
【作業】飛石防護ネットの設置、刈り取ったオオキンケイギクを集草・一時保管等により、むやみに移動させない。
【運搬】パッカー車運搬、トラックであれば車両走行中に飛散しないように荷台に防護ネットを張る。
【処分】運搬から直接焼却施設へ搬入する。一時保管する場合は、飛散しないよう三方囲まれた場所等で保管する。
(※2) 周知看板は、除草作業実施看板と合わせて特定外来生物「オオキンケイギク」を防除していることを周知する看板を設置すること。

【看板例】

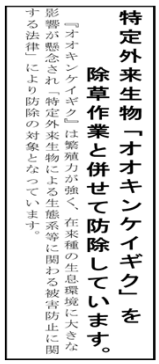

6. 疑義の解決等
本書特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

（様式－１）

業務責任者及び主任技術者指名（変更）届

令和　　年　　月　　日

東　広　島　市　長　　様

（受注者）住所
氏名　　㊞

下記のとおり指名（変更）しましたのでお届けします。

記

１　業務名

業　務　名	
業 務 場 所	
契 約 年 月 日	
履 行 期 間	
業 務 委 託 料	

２　業務責任者

氏 名 （ 生 年 月 日 ）	
業務責任者の委任除外権限	

３　主任技術者

氏 名 （ 生 年 月 日 ）	資　　格	登録番号又は資格者証番号

（注）１　請負人との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

２　資格欄には、建設業法第７条第２号イ、ロ及びハ並びに第15条第２号イ、ロ及びハのうち該当するものを記入するとともに、当該工事に必要となる資格者証等を添付すること。
（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）

３　記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再提出すること。ただし、「1　業務名」欄における記載事項の変更については、再提出を不要とする。

（様式－３）

完了（出来形）検査請求書

令和　　年　　月　　日

東 広 島 市 長　様

（　受　注　者　）　　印

１　業　　務　　名

２　業 務 場 所

３　業務委託料

４　履 行 期 間　　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日

５　検査の範囲　　令和　　年　　月末時点

様式２：防除従事者台帳

防除対象：オオキンケイギク　　防除区域：東広島市豊栄町一円
防除期間：令和　年　月　日～令和　年　月　日

登録番号	台帳登録 年 月 日	従事者氏名	従事者住所	区　分 連絡先	備　考
				業者・地域住民・その他（　　）	
				TEL	
				業者・地域住民・その他（　　）	
				TEL	
				業者・地域住民・その他（　　）	
				TEL	
				業者・地域住民・その他（　　）	
				TEL	
				業者・地域住民・その他（　　）	
				TEL	
				業者・地域住民・その他（　　）	
				TEL	
				業者・地域住民・その他（　　）	
				TEL	
				業者・地域住民・その他（　　）	
				TEL	
				業者・地域住民・その他（　　）	
				TEL	
				業者・地域住民・その他（　　）	
				TEL	

様式４：防除従事者証

（表面）

第　　号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく

オオキンケイギクの防除従事者証

令和　　年　　月　　日

東広島市長　　髙垣　廣徳　　印

氏　　名 （実施主体）	（従事者　　外　　名）
住　　所	
目　　的	オオキンケイギクの防除
防除区域	東広島市豊栄町一円
防除期間	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日

（裏面）

※　注意事項

防除従事者証は、オオキンケイギクの防除に際して、必ず携帯しなければならず、かつ、他人に使用させてはならない。

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
市道					
道路維持(市道)		式		1	レベル1
除草工		式		1	レベル2
道路除草工		式		1	レベル3
道路除草(除草、集草、積込運搬)	機械除草(肩掛式)、集草、積込運搬 ダンプトラック運搬23.5km以下(21.5km超)	m2		800	レベル4
道路除草(除草、集草、積込運搬)	機械除草(肩掛式)、集草、積込運搬 ダンプトラック運搬26.0km以下(23.5km超)	m2		700	レベル4
道路除草(除草、集草、積込運搬)	機械除草(肩掛式)、集草、積込運搬 ダンプトラック運搬28.0km以下(26.0km超)	m2		3,500	レベル4
道路除草(除草、集草、積込運搬)	機械除草(肩掛式)、集草、積込運搬 ダンプトラック運搬34.5km以下(32.0km超)	m2		11,800	レベル4
除草処分		式		1	レベル3
除草処分費		kg		8,440	レベル4
仮設工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		44	レベル4
＊＊直接工事費＊＊					
共通仮設費率分					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費					

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
＊＊工事価格＊＊					
＊＊消費税相当額＊＊					
＊＊工事費＊＊					

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
林道					
道路維持(林道)		式		1	レベル1
除草工		式		1	レベル2
道路除草工		式		1	レベル3
道路除草(除草、集草、積込運搬)	機械除草(肩掛式)、集草、積込運搬 ダンプトラック運搬26.0km以下(23.5km超)	m2		3,700	レベル4
道路除草(除草、集草、積込運搬)	機械除草(肩掛式)、集草、積込運搬 ダンプトラック運搬30.0km以下(28.0km超)	m2		6,500	レベル4
道路除草(除草、集草、積込運搬)	機械除草(肩掛式)、集草、積込運搬 ダンプトラック運搬32.0km以下(30.0km超)	m2		8,200	レベル4
除草処分		式		1	レベル3
除草処分費		kg		9,360	レベル4
仮設工		式		1	レベル2
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		48	レベル4
＊＊直接工事費＊＊					
共通仮設費率分					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費					
＊＊工事原価＊＊					

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
＊＊工事価格＊＊					
＊＊消費税相当額＊＊					
＊＊工事費＊＊					
＊＊工事費計＊＊					
＊＊契約保証費計＊＊					